

軽い気持ちで投稿したただけなのに…。

嘘の書き込みしないで…。

おもしろそうだから拡散していた…。

匿名だけど、 責任はある。

その投稿、その言葉、本当に大丈夫ですか。

インターネット上の悪質な誹謗中傷への対策強化のため、侮辱罪の法定刑が厳正化されています。
加えて、誹謗中傷を行った人を特定する情報開示手続きが簡素化されています。

私たちのネットリテラシーを、いま更新しよう。

キャンペーンサイト



人権かがやきくん

「誰か」のこと じゃない。～みんなで築こう 人権の世紀～



香川県・香川県人権啓発推進会議

ねっと人権かがわ



その言葉が、誰かを傷つけることも。 その言葉で、あなたが傷つくことも。

スマートフォンひとつで、誰もが発信者になれる時代。

SNSでの何気ないつぶやきが思いがけず人を傷つけたり、投稿への心ないコメントによって傷つけられたりすることがあります。
いま私たちに求められているのは、加害者にも被害者にもならないための「責任ある情報発信」です。

ネット上に書き込まれた誹謗中傷などで悩んでいませんか？

情報流通プラットフォーム対処法(注)

この法律が令和7年4月から施行され、大規模プラットフォーム事業者※には、
利用者からの削除申出に対して迅速に対処するための様々な処置を講ずることが義務化されました。

※YouTube、X、Facebook、Instagram、TikTok等のサービスを提供している事業者9社が国の指定を受けています。(令和7年11月1日現在)

迅速に対処するための処置

誹謗中傷等の投稿に対して申出があれば、原則7日以内の対応が義務化されました。

削除申出窓口・手続の整備・公表

- 見つけやすい申出フォームを整備すること
- 申出を受け付けた日時を申出者に明らかにすること

削除基準の策定・公表

- 削除する場合の基準を具体的に策定・公表すること

削除申出への人員体制の整備

- 十分な知識・経験のある専門の調査員を置くこと

削除申出に対する判断・通知

- 原則7日以内に判断したうえで申出者に通知すること
(理由を含む。)

また、国内のインターネット関連団体では、国の指定を受けていなくても、見つけやすい申出フォームの整備や遅滞なく判断結果を通知するなどの自主規律を強化しています。

違法・有害情報相談センターでは、専門相談員が削除申出に関する具体的な方法等をアドバイスしています。

(注) 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年11月30日法律第137号)

ひとりで悩まず相談しよう。

みんなの人権110番

0570-003-110 ※お近くの法務局にかかります
月～金曜/8:30～17:15/祝日・年末年始を除く

人権に関する相談

087-832-3205 ※県の人権相談員がお話をうかがいます
月～金曜/9:00～17:00/祝日・年末年始を除く

インターネット人権相談窓口(法務省)

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談



性的少数者(LGBT)相談窓口

【電話相談】 **087-832-3222**
※県から委託された「プライド香川」(当事者及び支援者で組織)の相談員がお話をうかがいます
毎月第1月曜日・第3土曜日/18:00～21:00/年末年始を除く

【メール相談】 ■プライド香川 LGBTの悩みに幅広く対応します
✉ info@proud-kagawa.org

【インターネット上の違法・有害情報に関してお困りの方へ】
違法・有害情報相談センター相談窓口(総務省)

<https://www.ihaho.jp/>

違法・有害情報相談センター

